

工業所有権の有効活用～中小企業の特許戦略について

目次

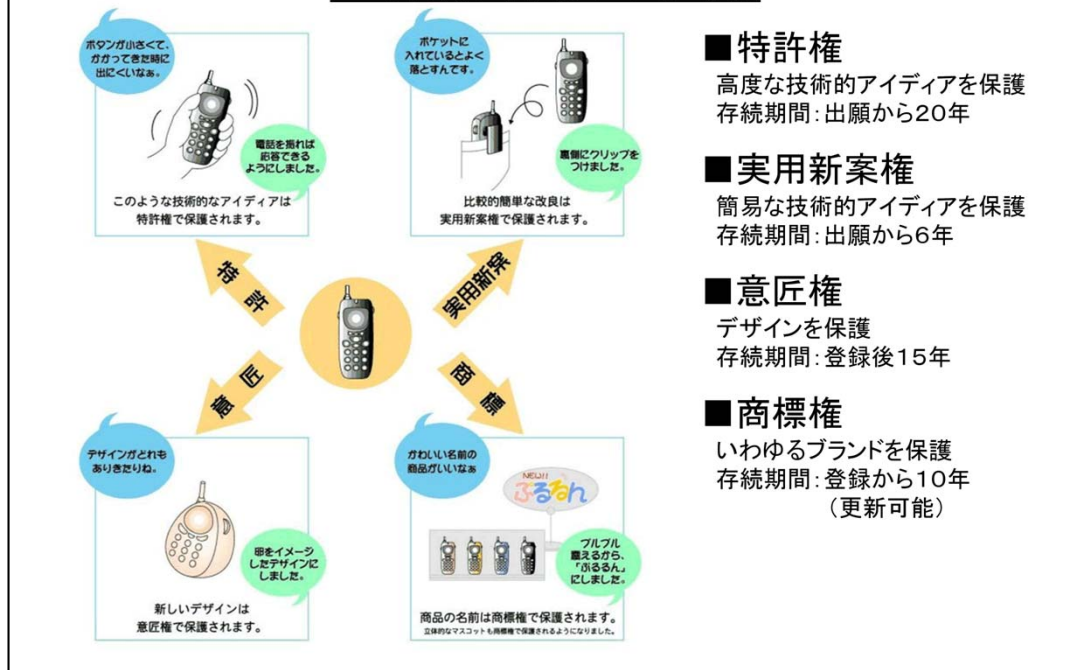
第1部:工業所有権の基礎知識	2
工業所有権の種類	3
権利の効力	4
権利取得の意義	5
特許の要件	6
実用新案登録の要件	7
意匠登録の要件	8
商標登録の要件	9
第1部のまとめ	10
第2部:権利取得の手続きについて	11
特許権取得の手続き	12
実用新案権取得の手続き	13
意匠権取得の手続き	14
商標権取得の手続き	15
発明者・出願人	16
職務発明制度	17
職務発明規定の例	18,19
特許情報調査	20
出願書類の作成	21
出願書類の例	22～27
中間処理	28
外国で特許を受けるには	29
第2部のまとめ	30
第3部:企業における特許管理	31
アイデアをいかに発掘するか	32
アイデアシートの活用	33
アイデアシート演習	34
権利活用	35
他人の権利への対処	36
第3部のまとめ	37
第4部:アイデア抽出術	38
発明とは	39
事例1:食品容器	40
事例2:パッティング方法	41
事例3:格闘リング	42
事例4:インタフェース画面	43
事例5:銀行振り込みサービス	44
事例6:ゴルフ宅配便サービス	45

<http://www4.plala.or.jp/katomi>

第1部:工業所有権の基礎知識

- 工業所有権の種類
- 権利の効力
- 権利取得の意義
- 特許の要件
- 実用新案登録の要件
- 意匠登録の要件
- 商標登録の要件
- 第1部のまとめ

工業所有権の種類



■ 特許権

高度な技術的アイデアを保護
存続期間: 出願から20年

■ 実用新案権

簡易な技術的アイデアを保護
存続期間: 出願から6年

■ 意匠権

デザインを保護
存続期間: 登録後15年

■ 商標権

いわゆるブランドを保護
存続期間: 登録から10年
(更新可能)

■ 工業所有権には、主として特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つが含まれる(ICの回路配置権を含む場合もある)。各権利ごとに保護対象、保護を受けるための手続き、権利期間について相違がある。アイデアを保護するためには、これらの特徴を把握して、適切な権利を取得することが重要となる。

■ 特許権...技術的なアイデアを強力に保護することができる。権利は、物、方法、物の製造方法のいずれかのカテゴリーで取ることができる。近年では、ソフトウェア特許やビジネスモデル特許など活用範囲が広がる傾向にある。

■ 実用新案権...技術的なアイデアを保護する。無審査制度を採用しており、短期間で比較的容易に権利を取得できる利点がある。その一方、権利行使時の制約が多いため、近年では、以前ほど活用されなってきた。

■ 意匠権...物のデザインを保護することができる。消耗品(例:インクカートリッジ)の模造品を効果的に排除するために活用する方法もある。部分意匠、関連意匠を活用して幅広い権利取得を狙うことが効果的である。

■ 商標権...商品、サービスの標章(立体的形状を含む)を保護する。権利行使は、原則として登録時に指定した商品等の類似範囲に限られる。

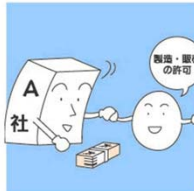
権利の効力

工業所有権は独占排他権(特68条)であり、次の効力(効用)があります。

- **差止請求権**(特100条)
権利に係る製品を他人が製造等することを中止させることができます。



- **ライセンス**(特77,78条)
他人に実施権を設定することで、ライセンス収入が得られます。



- **損害賠償請求権**(民709条)
侵害によって被った損害の賠償金を請求することができます。



- **競争の優位性確保**
特許が取られていると、他者は特許回避のために、多大な設計・開発労力を強いられるため、優位性を確保できます。



■ 特許権は、主に上述の4点で活用することができる。通常、「権利効力」というときは、差止請求権と損害賠償請求権を意味する。

■ 差止請求権、損害賠償請求権ともに、「知らなかった」、「独自に開発したものであり、特許の盗用ではない」などの抗弁は許されない。このことは、逆に、他社の特許をよく調査した上で製品開発、販売等を行わないと、不意に、これらの権利行使を受けるおそれがあることを意味する。

■ 権利行使には、次の条件が満たされる必要がある。

- ・ 侵害品が「特許請求の範囲」の記載事項全てに適合すること(特70条)。

例えば、「特許請求の範囲」に、「断面が六角形の鉛筆」と記載した場合、「断面が三角形の鉛筆」、「断面が六角形のはし」に対しては権利行使をすることができない。

- ・ 相手の行為が、「業として」の行為であること

個人的家庭的に製造等されている場合は、権利行使できない。

- ・ 相手が特許発明の実施について権原を有していないこと

特許権者から許諾を受けている場合(専用/通常実施権者)、出願前から特許発明に相当する製品を製造等している場合(先使用権者)。

権利取得の意義

	長所	短所
特許権	<ul style="list-style-type: none"> ・権利の存在および範囲が明確 ・ライセンスによる活用が可能 	技術の開示が必要
営業秘密 (不正競争防止法)	技術の開示が不要	営業秘密としての管理が必要
著作権	登録等の手続き無く権利発生	アイデア自体は保護されない

■ 技術的アイデアは、「特許権」の他、「営業秘密」でも保護することができる。それぞれの長所、短所を踏まえて、保護方法を選択する必要がある。

■ 特許権は、出願、審査等の手続きを経て与えられる権利である。従って、「請求項に記載された範囲に独占権が発生していることが明確」である。(但し、請求項の解釈については、当事者間で争いが生じることが多い。)

その一方、特許権の取得には、その技術を出願書類に明示しなければならないというデメリットがある。侵害の発見が困難である場合(工場内では実施されないような技術、侵害の発見および対処する資力がない企業)には、他社に重要なノウハウを知らせてただけで終わってしまう危険性がある。

■ アイデアが、営業秘密に該当する場合には、不正競争防止法に基づいて差止請求権、損害賠償請求権が認められる。

営業秘密は、「秘密」だから当然であるが)他社にノウハウを開示せず保護を受けられる利点がある。その一方、営業秘密として認められるためには、秘密としての管理体制が必要である。例えば、閲覧が関係者に限定されるなどの取り扱いが必要で、資料に「部外秘」等の印を押した程度では足りない。

■ 著作権では、「表現」しか保護対象とならないため、技術的アイデアについて著作権で保護を受けようとはしないことが望ましい。

特許の要件

■ 発明であること(特29条1項柱書)

発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものという(特2条1項)。(→第4部参照)

物の発明、方法の発明、製造方法の発明がある(特2条3項)。

■ 産業上利用可能性があること(特29条1項柱書)

利用できない例:医療行為(手術方法、治療方法など)に関する発明

■ 新規性があること(特29条1項各号)

世の中に知られる前に出願しなければ特許を受けられない。

例:テレビ、書籍、インターネットでの発表および製品の販売

■ 進歩性があること(特29条2項)

当業者が容易に思いつくような発明は特許を受けられない。

例:従来製品の一部の単純な置き換え・・・キャスター付机
従来作業のコンピュータ化・・・伝票集計システム

■ 特許要件は、主として上記の4つである。その他、不特許事由(特32条)、先願(特39条)、拡大先願(特29条の2)等があるが、ここでは割愛する。

■ 発明・・・法上の定義に該当する必要がある。ビジネス方法自体はこの定義に該当しないとされる。(第4部39頁参照)

■ 産業上利用可能性・・・企業内でなされた発明であれば、通常は満足すると考えて良い。ビジネスとして成功するか否かは利用可能性には無関係である。例えば、性能的に優れているが、製造コストが高くて商品にならないような発明でも、産業上利用可能と判断される。

■ 新規性・・・上述の行為が日本国内、外国のいずれで行われたかに依らず新規性は失われる。自己の行為か、他人の行為かも無関係である。わずか一人でも、他人に知られれば、新規性が失われるため、試作品の製造を業者に依頼する場合には、守秘義務の確認をしておく必要がある。

■ 進歩性・・・最も判断が困難な要件である。但し、技術者が一般に想像するより、ハードルは低いと考えて良い。簡単に諦めないことが重要である。

実用新案登録の要件

特許の要件と同様であるが、以下の点で相違する。

- **考案であること**(実3条1項柱書)
考案とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう(実2条1項)。
→「発明」と異なり、「高度」であることは要求されない。
実用新案権が「小発明を保護する権利」と言われるゆえんである。
- **進歩性の判断基準が緩いこと**(実3条2項)
進歩性なし＝当業者が「きわめて」容易に考案できるもの
- **物品の形状、構造又は組合せであること**(実3条1項柱書)
「方法」は保護対象とはならない →例:生産方法、検査方法など
「物質自体」も保護対象とはならない →例:薬品、合金など

■ 実用新案登録の要件は、特許の要件と同様である(新規性、進歩性、不登録事由、先願、拡大先願)。

■ 考案・・・実用新案法は、技術的水準がそれほど高くないアイデアを保護対象としている。従って、進歩性の判断基準も特許よりは緩いとされている。

但し、実務上は、高度性をそれほど意識する必要はない。つまり、アイデアの技術的水準が低いから、実用新案登録しか受けられない(特許を受けるのは無理)と考える必要はない。

■ 物品の形状等・・・実務上、この要件については、十分考慮する必要がある。この要件によって、実用新案登録の方が特許よりも保護対象が狭くなっている。短期に権利取得が可能という実用新案登録のメリットを活かそうとすれば、アイデアを物品の形状等に帰着させて出願する必要がある。

例えば、医薬品であっても「錠剤、カプセル」として特徴を持たせられれば、実用新案登録を受けることが可能である。

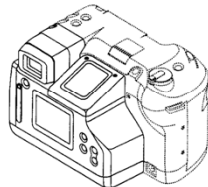
物品の形状等の判断は、一般には困難である。企業担当者としては、アイデアが「物品」に絡んでいれば、概ね形状等の要件は満足するという程度の認識で足りると思われる。

意匠登録の要件

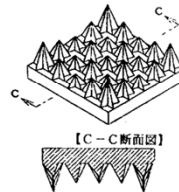
■ 意匠であること(意3条1項柱書)

意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう(意2条1項)。

意匠登録番号
1079591
デジタルカメラ



意匠登録番号
1063703
カーペット



■ 工業上利用可能性(=量産性)(意3条1項柱書)

例:美術品は不可

■ 新規性があること(意3条1項)

世の中に知られた意匠、それに類似する意匠は新規性なし

■ 創作が容易でないこと(意3条2項)

■ 意匠登録の要件は、主として上記の4つである。その他、不登録事由(意5条)、先願(意9条)等があるが、ここでは割愛する。

■ 意匠・・・法上の定義に該当する必要がある。

- ・「物品」には、不動産は含まれない(例:建物のデザインは保護対象外)
- ・「形状等」には、一定の動きが含まれても良い(例:傘の開閉など)
- ・「視覚」で認識できないものは不可(例:装置の内部形状など)
- ・「美感」には、装飾美、機能美の双方が含まれる。
- ・物品の一部のみを取り出して「部分意匠」として保護を受けることも可能
- ・複数の製品をまとめて「組物」として保護を受けることも可能

(例:コーヒーセット、ディナーセットなど)

■ 工業上利用可能性・・・量産性と考えると良い。従って、一品制作を目的とした美術品は保護対象外となる。

■ 新規性、創作非容易性・・・特許と同様の趣旨による要件である。新規性については、世の中に知られた意匠(公知意匠)のみならず、それに類似する意匠も新規性なしと判断される点に注意を要する。

商標登録の要件

■ 識別力のない商標は不可(商3条)

- ・普通名称…エスカレータ、板チョコ / ウォークマン、うどんすき
- ・産地、品質等…東京、手編み / GEORGIA
- ・ありふれた名称…カトウ商店

■ 不登録事由に該当しないこと(商4条)

- ・公序良俗違反、既に登録済みの商標など

■ 商標登録の例



ピカチュウ



■ 商標法では、商標を文字、図形、記号若しくは立体的形状等と規定している(商2条1項)。従って、におい、音など(例:Windowsの起動時の音)は、商標登録を受けることはできない。また、動きのあるもの(例:かに道楽のかに)なども登録を受けることはできない。

■ 商標は、自己の商品、サービスを他者と区別するために使用するものだから、識別力のない商標(消費者が誰の商品等であるかを判断するのに役立つ商標)は、登録を受けることができない。但し、長年使用することにより、識別力が生じたと認められる場合には、登録を受けることができる。

■ 不登録事由は、公序良俗違反など多数が具体的に列挙されている。例えば、既に登録済みの他人の商標と同一または類似の商標は登録を受けることができない(4条1項11号)。

但し、商標登録の指定商品および指定役務(サービス)が非類似であれば、これに該当しない。例えば、ヘッドフォンステレオについて「ウォークマン」が登録されていても、ヘッドフォンステレオと非類似の商品、「靴」であれば、「ウォークマン」は登録を受けられる。

(注)実際には、ソニーは、くつについても「ウォークマン」を登録済みである。

第1部のまとめ

- 保護すべきアイデアに応じて、4つの工業所有権の適切な使い分けを図る
- 長所・短所を踏まえた上で保護方法(権利取得かノウハウか)を選択する
- アイデア保護の機会を逸しないよう、権利取得の要件を把握しておく

■ 工業所有権を活用していくために、少なくとも次の3点についての認識が重要である。

1) 保護すべきアイデアに応じた権利の使い分けが重要である。つまり、企業内で生まれたアイデアについて、どのような権利を活用すれば保護を受けられるのかについての認識が必要である。権利取得の手続き時には、特許事務所等を利用する場合であっても、「保護して欲しいアイデアは何なのか」は、経営戦略の一環として、企業側で明確にしておく必要がある。これを明確にするためには、各権利と保護対象との関係を理解しておく必要がある。

2) アイデアの保護には、権利取得に限らず、種々の方法を探りうる。一般には、権利取得が最も効果的な保護方法であるが、例外的に権利取得があまり有効でない場合もある。企業戦略として、各方法の利点を十分に考慮した上で、保護方法を選択していく必要がある。

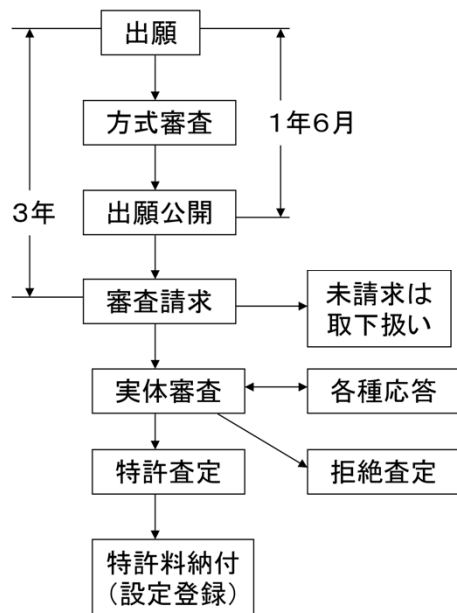
3) 権利取得には、それぞれ法定の要件がある。出願前に不用意な行為を採ると、この要件を満足できなくなり、権利を取得できなくなる可能性がある。また、商標を決め、パンフレット等を印刷した後で、権利取得できないことが発覚すると、商標を変更せざるを得なくなり、大きな損失を招く可能性もある。このような事態を招かないために、基本的な要件について、一通り把握しておく必要がある。

第2部：権利取得の手続きについて

- 特許権取得の手続き
- 実用新案権取得の手続き
- 意匠権取得の手続き
- 商標権取得の手続き

- 発明者・出願人
- 職務発明制度
- 特許情報調査
- 出願書類の作成
- 中間処理
- 外国で特許を受けるには

特許権取得の手続き



出願人が行う手続きは4つ

- 特許出願
願書、明細書、図面、要約書
オンラインで提出
- 審査請求
出願と同時でも可能
13年10月から3年以内に短縮
- 拒絶理由通知への応答
意見書・補正書の提出
- 特許料の納付
3年分をまとめて納付
査定から30日以内

■ 特許権は、所定の手続きを経て、取得することができる。

上図には、シンプル化して手続きフローを示した。出願人が行うべき手続きとして最低限、「出願」、「審査請求」、「応答」、「特許料納付」の4つは知っておく必要がある。これらのいずれが欠けても特許を受けることはできない(特許庁から拒絶理由が来ない場合、「応答」が不要になることはある。)

審査請求は、「出願と同時～7年(10月から3年に短縮)」のいずれか適当な時期に行う。

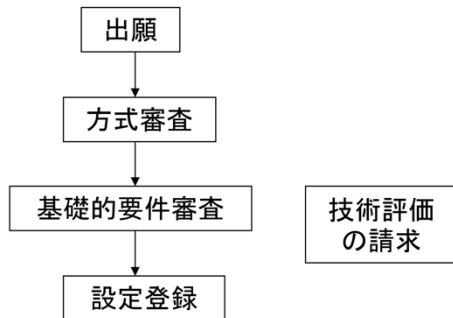
■ 審査請求時期は、次の2つの観点を考慮して、戦略的に決定する必要がある。

・ 審査請求費用は高額(1件当たり10万円前後)である。全出願について一律に審査請求するのではなく、真に権利化が必要なものに絞り込むことが望ましい。

例えば、出願時に重要と思われる技術でも、その後の技術動向によって陳腐化してしまうものがある。審査請求可能な間に技術動向、権利化の必要性を見極める。

・ 一方、権利化までには、審査請求後、通常1～2年かかる。従って、早期に権利化が必要な出願(製品の発売時期が決まっている出願など)は、早めに審査請求することが望ましい。

実用新案権取得の手続き



■ 無審査制度を採用

- ・形式的な要件の審査のみ
- ・登録まで約6ヶ月

■ 出願時に登録料納付

■ 権利行使上の制限有り

- ・技術評価書の請求が必要
(出願と同時に請求も可)
- ・不用意な権利行使には、権利者に損害賠償責任有り

■ 実用新案権は、無審査で与えられる点で、特許権と大きく異なる。

無審査制度の長所

- ・早期に権利化を図ることができる
- ・手続きが比較的簡略

無審査制度の短所

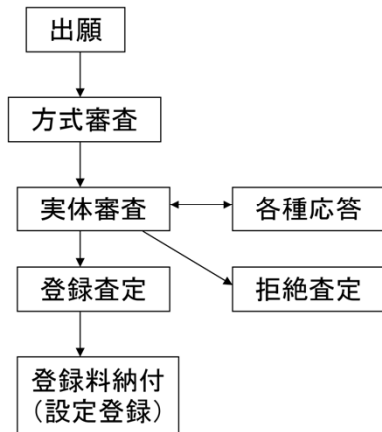
- ・権利行使には技術評価書(特許庁が権利の有効性を評価した書面)が必要(実29条の2)
- ・不当な権利行使に対しては、逆に損害賠償を請求される可能性がある(実29条の3)

■ 不当な権利行使とは

- ・訴訟を提起しなくても、警告書を送付しただけで該当する可能性あり
- ・権利行使後に実用新案登録が無効となること
 - 無審査で登録されているため、無効となる可能性は比較的高い
- ・権利の有効性について、十分な注意義務を果たしていないこと
 - 技術評価書の内容が否定的である場合、過去の業界紙(誌)に記載されている公知技術の見落としがある場合などは注意義務を果たしていないと判断される可能性が高い

意匠権取得の手続き

出願人の手続きは3つ



■ 意匠登録出願

- ・願書、図面
- ・意匠に係る物品を記載
- ・六面図を用意
- ・関連意匠は同日に出願

■ 拒絶理由通知への応答

■ 登録料の納付

- 1年分を納付

■ 出願は全件審査されるため、審査請求は必要ない。

■ 出願時に権利化の戦略を十分に練っておく必要がある。

1) 小さい物から出願を！

・先:全体意匠→後:部分意匠・・・部分意匠は登録不可

・先:部分意匠→後:全体意匠・・・双方登録可能

・先:組物の意匠→後:構成物品・・・構成物品は登録不可

・先:構成物品→後:組物の意匠・・・双方登録可能

2) 類似していると思われる意匠は同日に出願を！

・類似している意匠は、関連意匠でなければ登録不可

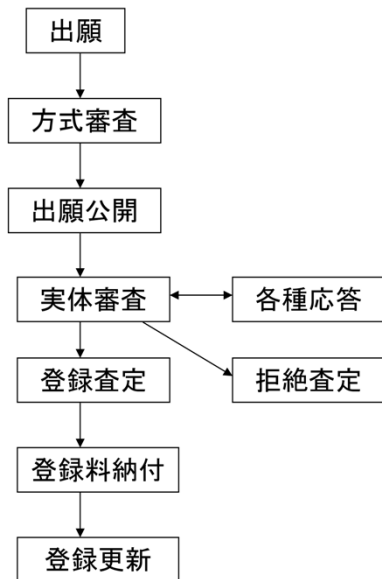
・関連意匠は全て同日に出願しなければならない

・類似していない意匠を関連意匠として出願した場合は、後で補正が可

能

→類似しているかどうか判断がつかないものは、とにかく「同日」にまとめて出願しておくべき

商標権取得の手続き



出願人が行う手続きは4つ

- 商標登録出願
 - ・願書に次の事項等を記載
 - ・商標見本(標準文字も可能)
 - ・指定商品、役務
(区分単位で費用発生)
- 拒絶理由通知への応答
- 登録料の納付
 - ・10年分(または5年分)を納付
 - ・査定から30日以内
- 10年ごとに更新手続き
 - ・権利維持のために必要

- 出願は全件審査されるため、審査請求は必要ない

- 出願時には、指定商品、役務を吟味する必要がある

出願時に指定した商品および役務の類似範囲が商標権の権利範囲となる。指定商品および役務は、将来の事業拡張等も考慮して、選択することが望ましい。

例えば、ラーメン屋の場合、「ラーメンの提供」という役務だけでなく、将来的にラーメンのテイクアウトを行う可能性を考慮して「ラーメン」という商品自体も選択しておくことが望ましい。

- 商標権は、更新により永続的に維持することができる。商標は長く使用することにより、財産価値が増大するのが通常であるから、更新の期限管理が重要となる。

権利の更新は、9年6ヶ月～10年の間に行うこととなっているため、10年×__回分という「まとめ更新」を行うことはできない。

- 商標権を取得した後、登録商標を使用していない期間が3年以上になると、第三者から登録取消の審判を請求される可能性がある(商50条)。登録商標は使用するよう努めることが望ましい。

発明者・出願人

願書には、発明者、出願人を記載しなくてはならない。

■ 発明者＝発明を完成させ、特許を受ける権利を有する者

- ・特許証に名前が記載される。
- ・自然人に限られる・・・会社、部、課単位を発明者とすることはできない。
- ・複数人の記載(共同発明者)が可能
共同発明者＝単なる管理者、補助者、後援者は含まない

■ 出願人＝権利を享有する者

- ・法人も可・・・例：発明者から特許を受ける権利を譲受した会社
- ・複数人の記載(共願)が可能

【共願の注意点】

- ・権利の移転、実施権の設定に共願者の同意が必要(特73条等)
- ・権利行使が単独でできるか否か不透明
- ・拡大先願(特29条の2)の適用除外を受けにくい

■ 発明者の記載には、特許法上、次の意味がある。

- ・共同発明の場合、共同出願することが必要(特38条)
- ・発明者に無断で出願(他人の発明を盗用)は、冒認出願となる(特39条)

これらに違反した時は、特許が拒絶、無効とされるから、発明者は、漏れなく適正に記載する必要がある。

■ 企業の場合、発明者の記載は、後述する職務発明制度との関係でも重要となる。

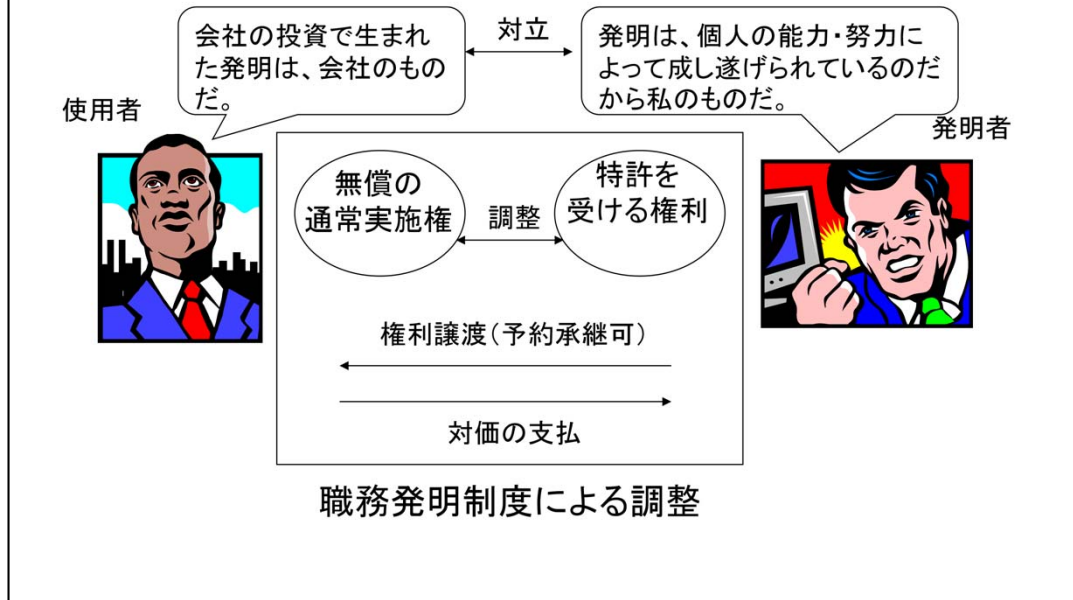
■ 出願人は、権利者となる者であり、企業名(法人)とすることが多い。

法人の役員(社長等)を出願人とすることもできるが、社長の個人資産となる点に注意を要する。

例えば、出願および権利維持に関する費用は、会社の経費とすることはできない。また、社長の死亡時に、権利の相続先によっては、会社に不利益に働く可能性もある。

職務発明制度

発明について、使用者と従業者の利害関係を調整(特35条)



■ 企業内で生まれた発明は、大きく3種類に分けられる。

- ・職務発明・・・会社の業務範囲に属する発明、かつ従業者の現在又は過去の職務によってなされた発明(特35条1項)
- ・業務発明・・・会社の業務範囲に属する発明、かつ職務と無関係になされた発明
- ・自由発明・・・会社の業務範囲と無関係の発明

■ 業務発明、自由発明については、就業規則等で会社への権利譲渡を規定(権利の予約承継)することはできない(特35条2項)

■ 職務発明については、権利の予約承継が可能。但し、これに対しては対価を支払う必要がある。就業規則に職務発明規定を設け、これらの事項を規定するのが通常である。(特許庁が作成した職務発明規定の例を次ページ、次々ページに示す。・・・平成10年度「中小企業と特許」より引用)

■ 対価の算定は、発明の価値、各発明者の寄与度等を考慮して行われる。発明の価値は、発明者側の意見を踏まえて特許部でランク付けすることが多い。寄与度は、発明者間で協議して決めることが多い。

金額は、出願時、登録時にランク付けを考慮して一定額を支払い、ライセンス等で実績があった場合には、別途それを評価して支払う方法がある。

職務発明規定

第1章 総則

(規定の目的)

第1条 この規定は、会社の従業者に発明を奨励するとともに、その発明者としての権利を保障し、併せて発明によって得た特許権の管理及び実施の合理的運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 発明を分けて職務発明及びその他の発明とする。

2. 「職務発明」とは、発明がその性質上会社の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為が会社における従業員の現在または過去の職務に属する発明をいう。

3. 「その他の発明」とは、職務発明以外の発明をいう。

(権利の帰属)

第3条 職務発明は会社がその権利を承継する。ただし、会社がその権利を承継する必要がないと認めるときは、この限りではない。なお、会社が承継するにあたってはこれを有償とする。

2. 従業員が社外の個人、または団体と共同して職務発明をしたときは、その従業員の発明に関する持分の承継は前項の規定によるものとする。

第2章 届出および出願

(届出)

第4条 発明をした従業者は、すみやかにその発明の内容を自己の所属する長に届出なければならない。

2. 所属の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出にかかわる内容に権利の帰属等に関する意見書を添えて会社へ送付しなければならない。

(出願)

第5条 会社は、前条第2項の規定による届出があったときは、職務発明審査会(以下、審査会という)の審議を経て、当該届出にかかわる発明が職務発明であるかどうかの認定をし、職務発明であると認定したときは、当該発明について特許を受ける権利を会社が承継するかどうかの決定をするものとする。

2. 会社は、前項の規定により特許を受ける権利を会社が承継すると決定したときは、ただちに特許出願を行うものとする。

(発明者への通知)

第6条 会社は、第5条第1項の認定及び決定を行ったときは、その旨を、すみやかに発明者に、所属の長を経由して、文書で通知しなければならない。

(特許を受ける権利の譲渡義務)

第7条 発明者は、会社が第5条第1項の規定により、当該発明者について、特許を受ける権利を会社が承継すると決定したときは、その権利を会社に譲渡しなければならない。

(異議の申立および再認定の通知)

第8条 発明者は、会社が第5条第1項の認定に対し社長に異議の申立をすることができる。

2. 会社は前項の異議の申立につき審査会の審議を経て、職務発明であると再認し、またはその他の発明であると異議を認めるときは理由を附して当該発明者に通知するものとする。

(制限行為)

第9条 発明者は、会社が当該発明者の発明について、職務発明でないと認定をし、または職務発明であるがその特許を受ける権利を会社が承継しないと決定した後でなければ、特許出願をし、または特許を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

第3章 補償

(補償金の支払い)

第10条 会社は、会社が下記の各号に掲げる場合において特許を受ける権利または特許権を取得したときは、当該特許権にかかわる発明を発明者に対し、審査会の議を経て、別に定める補償金を支払うものとする。

(1) 会社が特許を受ける権利を承継し、これを特許出願したとき。

(2) 会社が特許を受ける権利を承継し、これが登録になったとき。

(3) 会社が特許権を譲り受けたとき。

第11条 会社は、会社が職務発明に基づく特許権の実施または処分により収益(収入)を得たときは、当該特許権にかかわる発明をした発明者に対し、審査会の議を経て、別に定める補償金を支払うものとする。

(共願発明者に対する補償)

第12条 前2条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2名以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職または死亡したときの補償)

第13条 第10条および第11条の補償金を受ける権利は、当該権利にかかわる発明者が転職し、または退職した後も存続する。

2. 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第4章 職務発明審査会

(職務発明審査会の設置)

第14条 この規定を実施するため、職務発明審査会を置き、その事務は特許部(課)においてつかさどる。

(審議事項)

第15条 職務発明審査会は、社長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 第5条第1項の規定による届出にかかわる職務発明の認定および特許を受ける権利の承継に関すること。

(2) 補償金に関すること。

(3) 発明者の異議申立に関すること。

(4) 職務発明規定の改正および運用に関すること。

(5) その他社長が必要と認めること。

(職務発明審査会の組織)

第16条 職務発明審査会は、会長、副会長および委員若干名をもって組織する。

2. 会長は、特許担当役員がこれに当たり、会務を総理する。

3. 副会長は、特許部(課)長とし、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

4. 委員は、会社の職員のうちから社長が任命する。

5. 発明者は、会長の許可を受けて職務発明審査会に出席し、その発明について意見を申し述べるができる。

第5章 雑則

(異議の申立)

第17条 発明者は、その発明にかかわる第5条第1項の通知を受けた日から〇ヶ月以内に社長に対し、文書をもって、異議の申立てをすることができる。

2. 社長は、前項の申立てを受けたときは、職務発明審査会の議を経て、事実の決定を行い、その結果を申立人に対し、〇ヶ月以内に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 発明者および職務発明審査会の関係者は、発明の内容その他、発明者および全社の利害に関係ある事項について必要な期間中その秘密をまもらなければならない。

(職務発明でない発明)

第19条 会社は第5条第1項の規定により、職務発明でないと認定した発明について、発明者から特許を受ける権利または特許権を譲渡したい旨の申出があったときは、当該発明について、特許を受ける権利または特許権を会社が承継するかどうかの決定をしなければならない。

2. 第3条、第7条、第9条から第13条までおよび前条の規定は、前項の発明について準用する。

(嘱託および臨時雇の取り扱い)

第20条 常時嘱託、または臨時雇がその職務に関してなした発明については、それが嘱託または臨時に従事する職務に関係するものは従業員の発明とみなして本規定を適用する。

2. 非常勤の嘱託または顧問が会社の業務に関係ある発明をなした場合、会社が必要と認めたときは、本人の承諾を得て本規定を適用する。

(実用新案権および意匠権に関する準用)

第21条 この規定は、実用新案権および意匠権について準用する。

(外国出願の取扱)

第22条 この規定は、外国の工業所有権を対象とする発明に関してもこれを準用する。

特許情報調査

■ 特許情報調査の意義

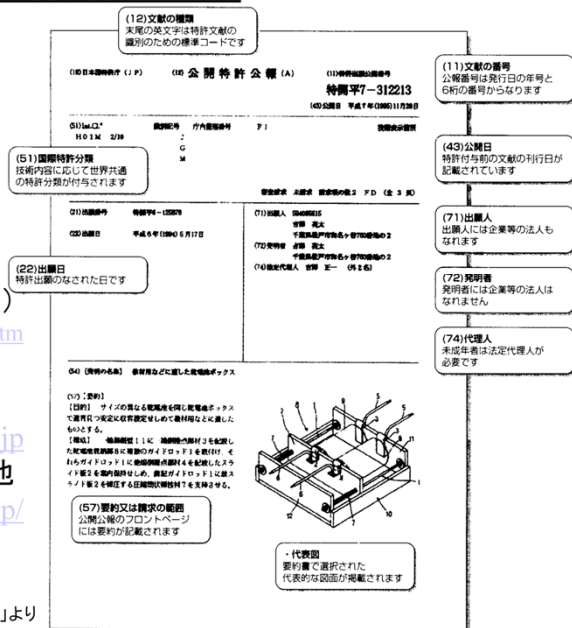
- ・ 効率的、戦略的な出願
- ・ 他社権利の把握

■ 対象＝特許公報、公開公報等

■ 調査方法

- ・ 閲覧室(商工会議所B1)
- ・ 特許庁HP「電子図書館」(無料)
<http://www.jpo-miti.go.jp/indexj.htm>
- ・ 民間データベース(有料)
PATOLIS(JAPIO)
<http://www.japio.or.jp>
- ・ NRIサイバーパテントデスク 他
<http://www.patent.ne.jp/>

発明協会「工業所有権標準テキスト(特許編)」より



■ 特許情報調査には、次の3つの意義がある。

1) 効率的出願

特許出願をしても、同じ内容を他社が先に出願していれば(=先願)、特許を受けることはできない。また、既に公開されている技術から容易に想到し得る発明も特許を受けることはできない。特許情報を調査することにより、こうした無駄な出願を抑制し、費用対効果の高い出願を行うことができる。

2) 他社権利の把握

他社権利を把握せずに研究・開発を進めれば、権利行使を受け、投資が水泡と帰すおそれがある。「知らなかった」という抗弁は、成り立たない。特許情報調査により、他社権利を把握した上での開発が必要である。

3) 技術情報の活用

特許で公開された技術情報を活用することにより、自社の研究・開発を効率的に進めることができる。

■ 特許情報の調査は、インターネットを介して比較的容易に行うことができる。各種データベースの特色を把握した上での使い分けが必要である。

出願書類の作成

書類名	記載事項他	チェックのポイント
願書	発明者、出願人などの書誌的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・発明者等の記載漏れ(提出後の補正には、煩雑な手続きが必要) ・住所・氏名の誤記
明細書	特許請求の範囲、発明の詳細な説明 (権利範囲を確定する役割を果たす→詳細なチェックが必要)	<ul style="list-style-type: none"> ・請求項の不要な限定 (請求項に記載されている事項に全て該当するもののみが侵害品となる) ・技術的な誤り ・請求項と実施例の対応関係
図面	省略可	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的な誤り
要約書	発明の概要(公報のフロントページに掲載される)	<ul style="list-style-type: none"> ・権利範囲に何ら影響を及ぼさないため、内容の誤り、誤記のチェック程度で足りる。

■ 企業内で出願書類を作成するところもあるが、特許事務所を活用するところが多い。事務所を活用した場合でも、自己のアイデアがきちんと保護されるか否かの最終確認をする姿勢が必要である。

■ チェック時の最重要ポイントは、特許請求の範囲の記載である。権利範囲は、この記載内容によって決まるものであり、わずかな記載で権利範囲が縮小してしまう可能性があるからである。

例えば、24頁記載の例では、請求項1に「紙パック挿着筐体と、紙パック底面を切断する第一切断手段と、紙パック長手方向を切断する第二切断手段とを備えた紙パック切り開き器。」と記載されている。

- ・「紙パック」とあるから、その他の容器は権利範囲外となる。
- ・「第一切断手段、第二切断手段」とあるから、一つの切断手段で両者を兼ねる構成は権利範囲外となる。
- ・「紙パック長手方向を切断」とあるから、輪切りにするものは権利範囲外となる。

これらの観点から、保護したいアイデアと記載事項の妥当性を検討する。

<願書の事例その1の第1頁>

(1)

6cmあけます

特許印紙 特許印紙 特許印紙 ← パソコン出願の場合は不要です

(21,000円)

【書類名】 特許願

【整理番号】 J1J4556 ← 整理番号の形式は出願人の自由です

【特記事項】 特許法第30条第1項の規定の適用を受けようとする特許

出願 ← 記載事項が2行にわたるときは、2行目以下は行頭から書き出し、ブランクなどを入れないようにしてください

【提出日】 平成00年00月00日

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際特許分類】 B26D 1/00 ← 第82頁で学んだ、国際特許分類を付与しますが、省略もできます

29行以内

【発明者】

【住所又は居所】 神奈川県相模原市相南〇丁目〇番〇号

【氏名】 松林 孝

【発明者】

【住所又は居所】 東京都荒川区町屋〇丁目〇番〇号

【氏名】 籙谷 泰嗣

【発明者】

【住所又は居所】 東京都練馬区早宮〇丁目〇番〇号

【氏名】 菱田 圭一

【発明者】

【住所又は居所】 神奈川県川崎市川崎区浜町〇丁目〇番〇号

【氏名】 山崎 康弘

発明者が複数いる場合は、全員の住所と氏名を、欄を繰り返して記載します

【特許出願人】 ← 1文字分あけます

【識別番号】 196412210

【住所又は居所】 東京都目黒区駒場1丁目35番32号

【氏名又は名称】 学校法人 日本工業大学

2cmあけます

2cmあけます

36文字以内

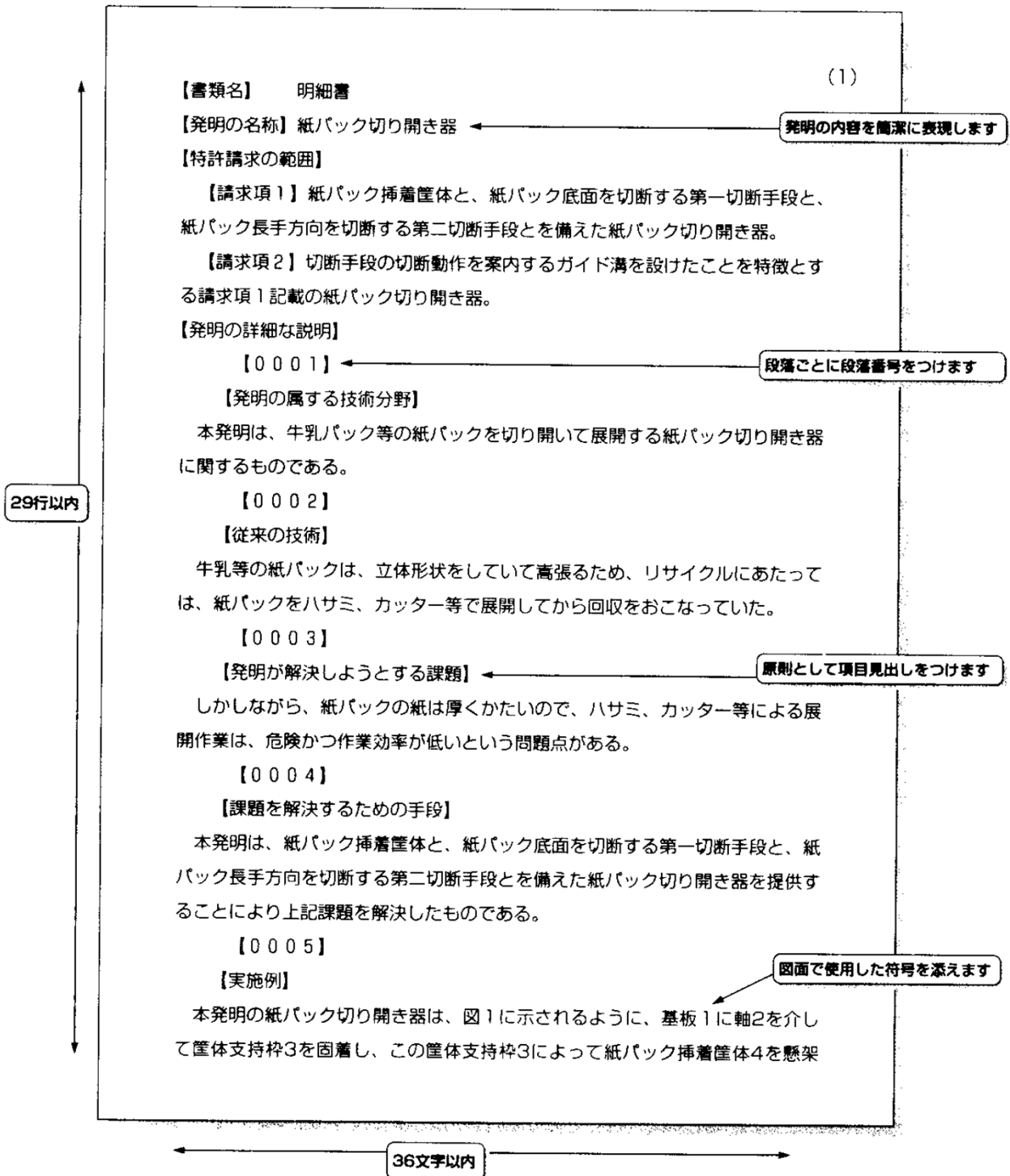
発明協会「工業所有権標準テキスト(特許編)」より

<願書の事例その1の第2頁>

会社などの法人が 出願人となる場合は、 代表者の氏名を記載します	【代表者】	大川 陽康	印又は識別ラベル	(2)	
	【手数料の表示】			書面を出願する場合2ページ以上にわたるときはページ数を記載します	
	【納付方法】				
	【予納台帳番号】				
	【納付金額】				
	【提出物件の目録】			特許印紙で支払う場合にはこの欄は設けません	
	【物件名】	明細書	1		ページ数によらないで、各々1部と記載します
	【物件名】	図面	1		
	【物件名】	要約書	1		

発明協会「工業所有権標準テキスト(特許編)」より

<明細書の事例その1の第1頁>



<明細書の事例その1の第2頁>

している。そして、紙パック挿着筐体4には、切り欠き部4Aが設けられ、基板⁽²⁾ 1の両端には浮き台5が取り付けられている。

【0006】

紙パック底面を切断する第一切断手段6は、基板1と紙パック挿着筐体4の間隙を移動可能に取り付けられており、図2に示されるように、基板1に設けられたガイド溝7に沿って移動しながら、紙パック8の底面を切断する。

【0007】

紙パック長手方向を切断する第二切断手段9は、紙パック挿着筐体4の長手方向に設けられたガイド溝10に沿って移動可能に取り付けられており、図3に示されるように、把手9Aと刃先9Bからなっている。

【0008】

次に動作について説明する。まず紙パック8を上方から紙パック挿着筐体4に挿入し、切り欠き部4Aから露出した紙パック8の上端を指で押さえるようにする。次に第一切断手段6によって紙パック8の底面を切断し、続いて第二切断手段9によって紙パックの長手方向を切断する。これで展開作業は完了する。

【0009】

【発明の効果】

以上のように、請求項1記載の発明によれば、紙パック挿着筐体に紙パックを挿着してから切断手段を使用するので安全かつ迅速確実に紙パックの展開作業をおこなうことができる。また、請求項2記載の発明によれば、ガイド手段を設けているので展開作業の安全性と確実性を更に高めることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明に係る紙パック切り開き器の構成を示す外観図である。

【図2】 紙パックの底面切断動作を説明する工程図である。

【図3】 紙パック装着筐体の断面図である。

【符号の説明】

4・・・紙パック挿着筐体
6・・・第一切断手段
9・・・第二切断手段

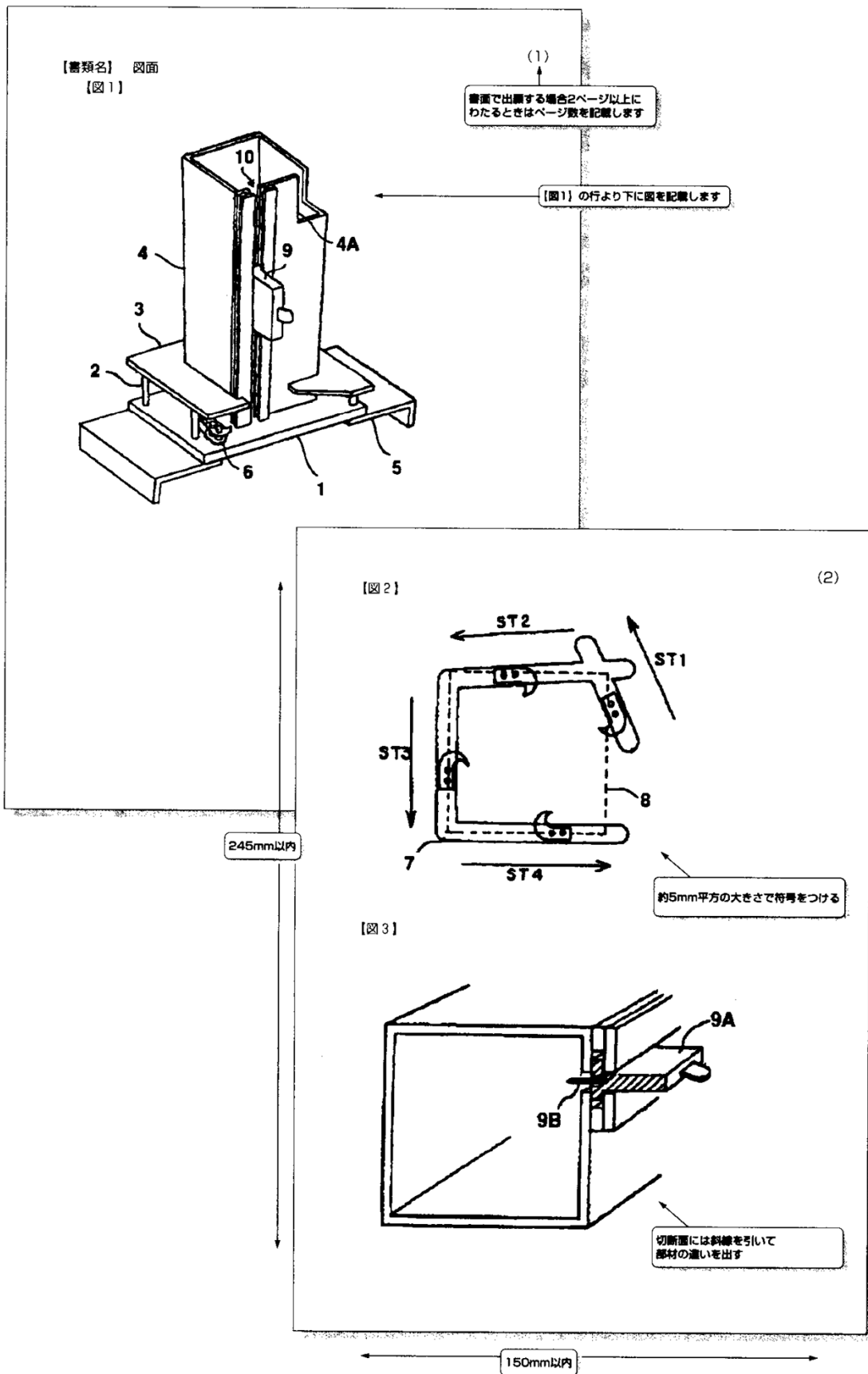
書面で出願する場合2ページ以上にわたるときはページ数を記載します

従来の技術に比べて有利な効果を記載します

添付図面のすべてについて説明を記載します

図面の主要な部分を表す符号を説明します

< 図面事例その1 >



発明協会「工業所有権標準テキスト(特許編)」より

<要約書の事例その1>

【書類名】 要約書
【要約】
【課題】 従来は紙バックの展開作業をハサミ、カッター等を使っておこなっていたので、紙バックの紙はかたく展開作業は大変であった。
【解決手段】 紙バック挿着筐体と、紙バック底面を切断する第一切断手段と、紙バック長手方向を切断する第二切断手段とを備えた。
【選択図】 図1

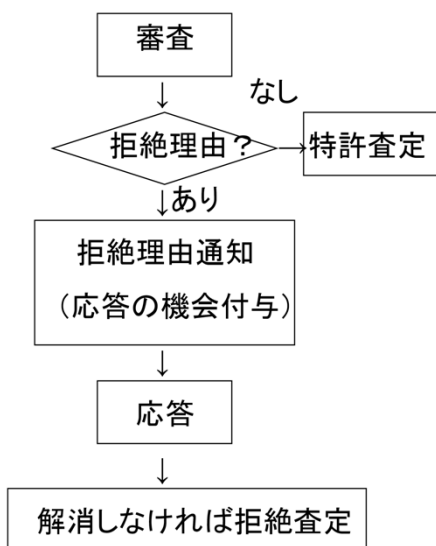
発明の概要を400字以内にまとめます

<要約書の事例その2>

【書類名】 要約書
【要約】
【課題】 成形収縮率が小さく、剛性に優れ、かつ写真感光材料に悪影響を与えない写真感光材料用のフィルム容器を提供する。
【解決手段】 1, 3, 2, 4-ジベンジリデンソルビトールなどのソルビトール系造核剤を0.1~5重量%添加したポリエチレン樹脂でフィルム容器を成形する。
【選択図】 なし

選択すべき図面がない場合には「なし」と記載します

中間処理



応答方法

- 意見書・補正書の提出
 - ・補正書・・・拒絶理由を回避するように明細書の記載内容を補正
 - ・意見書・・・審査官の見解に反論（補正書と同時提出することが多い）
- 出願分割
 - ・2以上の特許出願に分割
- 出願変更
 - ・特、実、意の各間で変更可能（変更可能な期間の制限に注意）

■ 実体審査で拒絶理由が見つかり、拒絶理由通知が出され、応答の機会が与えられる。応答期限は、通常60日なので、速やかな対応が必要である。応答期限を過ぎると、拒絶査定が出される。

■ 通常の応答では、補正書により明細書の内容を補正するとともに、意見書により反論する。

補正は、拒絶理由で提示された先行技術と自己の出願との差違を明確にするために行われる。この際、差違の明確化を意識し、請求項の記載に不要な限定を付けてしまうことがあるので、注意を要する。

補正をすると、その内容で出願していたものとみなされるから、不用意な補正をすると、広い権利を確保するためにした出願時の努力が水泡と帰ってしまうのである。

■ 拒絶理由は、一度だけとは限らない。二度以上の応答が必要となる出願もある。

拒絶査定が確定した後、その結果に不服がある場合には、「審判」で争うことも可能である。

外国で特許を受けるには



■ 特許権の効力範囲は、各国ごとに限られる。他国で保護を受けるには、各国に特許出願する必要がある。外国への出願は、高額な費用がかかるため、必要性について十分な検討を要する。

■ 外国への出願には、2通りの方法がある。

1) 各国ごとに個別に出願する方法(パリルート)

- ・各国ごとに翻訳文を用意する必要がある
- ・優先権の利益を受けるためには、日本の出願から1年以内に出願することが必要

2) 一つの手続きでまとめて出願する方法(国際出願)

- ・日本の特許庁への手続きで出願が可能
- ・翻訳文用意の期限がパリルートよりも長い
- ・指定国が少ない場合には、費用面で不利と言われている

いずれを選択するかは、出願する国、費用、出願時期等を考慮して決定する。

第2部のまとめ

- 各権利について、出願人が行うべき手続きについての理解が必要
- 出願時に企業側で押さえるべきツボの確認を（特許事務所では、フォローできない部分がある。）
- 出願後のフォローを忘れずに（中間処理、外国出願の検討）

■ 工業所有権の取得手続に関し、少なくとも次の3点についての知識が必要である。

1) 出願人が行うべき手続に関する知識

出願人が行うべき手続は、比較的少ないため、少なくともこれらの手続については、きちんと理解しておくことが望まれる。

特に、特許出願における審査請求など、企業の特許戦略、開発戦略と密接に絡んだ部分についての知識が重要である。

2) 企業側で押さえるべきツボの把握

出願に際し、企業側で決めるべき事項（発明者、出願人など）について、きちんと理解しておくことが望まれる。また、職務発明制度など、企業で整えておくべき制度についても理解しておく必要がある。

3) 出願後にしておくべきフォロー

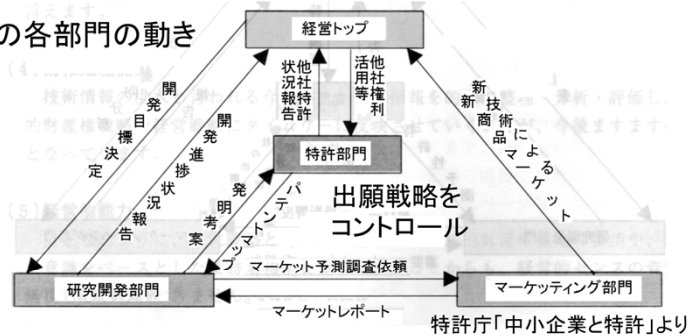
審査請求、中間処理、外国出願の検討について、時期を逃すと権利化が不能となることがある。自社の出願について、出願後の期間管理を行う体勢を整えておくことが望ましい。

第3部：企業における特許管理

- アイディアをいかに発掘するか
- アイディアシートの活用
- 権利活用
- 他人の権利への対処

アイデアをいかに発掘するか

研究・開発時の各部門の動き



方法	内容	メリット
提案型	<ul style="list-style-type: none"> ・発明者から提案 ・アイデアシート等の利用 ・各部門ごとに目標件数設定 	特許活動にかかる時間を抑制しつつ、効率的に出願することができる。
抽出型	発明者、特許部員、(弁理士)のミーティングで開発状況を概観して発明をピックアップ	発明者が見落としがちな発明を漏れなく出願することができる。

■ 特許出願するためには、企業内で生まれたアイデアを見落とさずに発掘する体勢作りが必要である。

通常、アイデアの発掘活動は、特許部が中心的役割を果たすとともに、各部署ごとに特許担当(特許部への窓口、各部署の啓蒙活動役)を設けることが多い。

最終的には、従業員全員に「生まれたアイデアはまず特許出願を検討する」という意識を根付かせることが望ましい。

■ アイデアの発掘方法は、提案型と抽出型とがある。

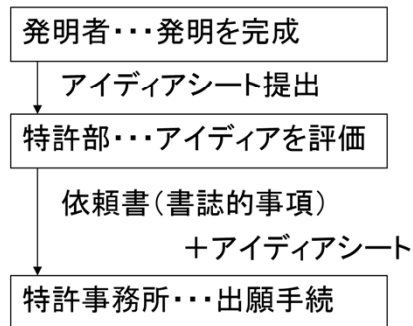
特許活動を始めて間がない企業では、各従業員は、「どのようなアイデアが特許になるのか分からない」状況にあるため、教育も兼ねて抽出型で進めることが望ましいと思われる。

ある程度活動が活発になると、提案型によって効率的にアイデア発掘を行うことが可能となる。

提案型、抽出型のいずれかに絞る必要はなく、重要と思われる開発テーマは抽出型、その他のテーマは提案型という使い分けを行うことも可能である。

アイデアシートの活用

アイデア集約～出願には、
アイデアシートの活用が有効



アイデアシート例

分野	紙パック切り開き器
従来技術	ハサミ等を利用して手作業で切り開いていた
課題	紙パックは厚く固いため、危険かつ困難
発明の概要	紙パックを挿着する筐体と、ガイドに沿って移動可能なカッターを設けた
効果	安全、容易に切り開くことが可能
実施化	○月頃製品発売

■ 発明者からのアイデアの届出には、アイデアシートが使用されることが多い。アイデアシートのフォームには、決まりはないが、明細書の記載内容に沿った項目とすることが効率的である。

- アイデアシートの提出には、会社によって以下の2通りがある。
 - ・最初から、特許事務所への依頼に使用できる程度に発明をきちんと説明する資料を作成するパターン
 - ・最初は、1枚程度のメモを作成し、特許部が出願の可否を判断した上で、更に詳細な資料を作成するパターン

■ 発明の概要には、実験データ、図面(製造図面である必要はない。手書きの図面でもよい)等を適宜添付することが好ましい。

発明の概要には、必ずしも理論は記載する必要はない。理論が不明、または誤っていても、特許の取得には支障ないからである。原理はよく分からないが、ある形状にすることで格別の効果が得られたというような場合には、その形状がはっきりとわかるよう、図面等で示せばよい。もちろん、原理等が(例え、推測であっても)分かっている場合には、併せて原理を記載しておくことが望ましい。

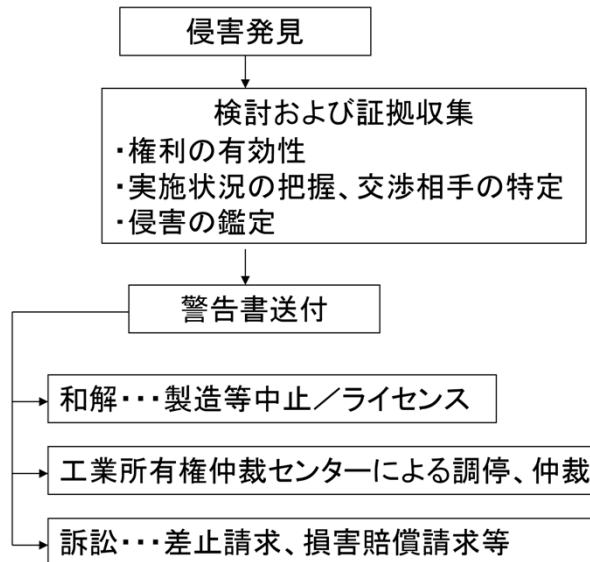
アイデア・シート

分野	
従来技術	
課題	
発明の概要	
効果	
実施化	__月頃製品化 アイデア段階 実施予定なし

権利活用

権利行使のフロー

- 権利行使
 - ・技術の独占性確保
 - ・侵害品のウォッチ
 - ・慎重かつ厳然な行使
- クロスライセンス
他社との技術提携
- ライセンス供与
特許流通データベース
(特許庁HP)への登録
- 融資担保



■ 権利を取得した後は、併せてその活用を図っていくことが望ましい。従来、特許権は、自己の実施技術を防衛する意味での取得が多かったが、最近では、権利活用によって積極的に利益を上げる動きが強まっている。

■ 侵害品を発見した場合には、権利行使をすることができる。但し、権利行使は、その得失を十分考慮した上で、慎重に行う必要がある。

侵害との確信が不十分なまま、警告書の送付等を行えば、営業妨害などの責めに合う可能性がある。

■ 侵害を発見した場合、いきなり訴訟を提起するのではなく、内容証明郵便にて警告書を送付するのが通常である。相手が侵害を認め、速やかに和解できる可能性もある。

近年、工業所有権仲裁センターが設立された。弁護士、弁理士を中心とする調停、仲裁を受けることができ、紛争の速やかな解決を図ることができる。

訴訟は、費用、期間がかかるため、「最後の手段」くらいに考えて置いた方が無難である。

他人の権利への対処

対処フロー

■ 他人の権利への対処

は、遅くなるほど大変！

- ・過去の行為の損害賠償
- ・設計変更による損失

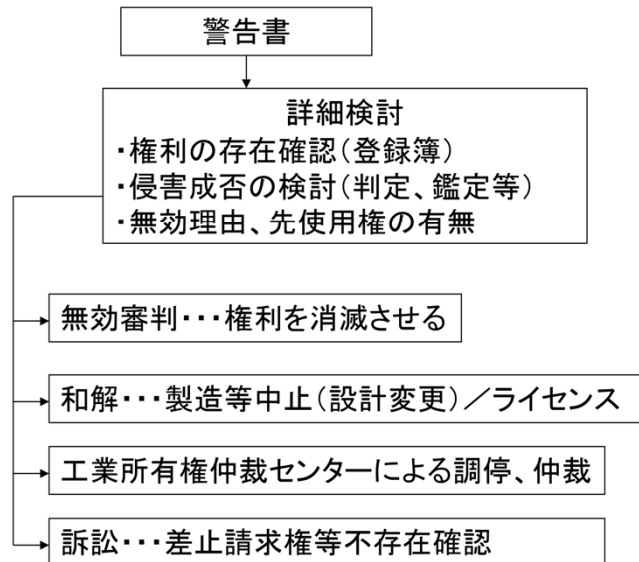
→事前対処・・・他人の権利の継続的な監視

■ 同業他社間では、クロスライセンスが有効

→事前対処・・・クロスライセンス用の持ち玉準備

■ 個人発明家等に対しては、実施料支払い

→事前対処・・・実施技術の防衛出願



■ 他人からの警告書等には、早期に対応する必要がある。遅くなる程、損害賠償の額がかさみ自社にとっての不利益が拡大するおそれがある。

但し、警告書が送付されてきたからといって、侵害に該当しているとは限らない。まずは侵害の成否等について、慎重な検討が必要である。

■ 同業他社との間では、自社特許と互いにライセンスを認め合う（クロスライセンス）ことにより、和解に持ち込むことができる可能性が高い。クロスライセンス戦略を有効に行うためには、自社も有用性の高い特許権を保有していることが必要である。

■ いわゆる個人発明家は、ライセンス料を目的としていることが多い。個人発明家に対しては、クロスライセンス戦略は使えない。自社の実施技術を防衛的に出願しておく必要がある。

第3部のまとめ

- 特許活動には、組織的な取り組みが必要
- 出願・管理効率を高めるようアイデアシートの工夫を
- 権利活用、他人の権利への対処を踏まえた出願戦略を

■ 特許権は、1件取得すれば大丈夫という宝くじ的なものではない。企業を支えるためには、地道な活動が必要である。

■ 特許活動は、「アイデアの抽出」→「管理」→「活用」の3段階からなる。企業の規模、体質等を考慮して、それぞれの活動を効率的に行う工夫を常に図っておくことが望ましい。

通常、自己の権利活用、他人の権利への対処を図っていくためには、ある程度の特許権（「持ち玉」と表現されることが多い）を保有しておく必要がある。従って、アイデアの抽出（出願戦略）は、権利の活用とも密接に関連してくる。

特許活動には、上述の3つの活動全体を通じた出願戦略を立てておくことが望ましい。

第4部：アイデア抽出術

- 発明とは
- 実例1：食品容器
- 実例2：パッティング方法
- 実例3：格闘リング
- 実例4：インタフェース画面
- 実例5：銀行振り込みサービス
- 実例6：ゴルフ宅急便サービス

発明とは

■ 発明＝自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

■ 「自然法則を利用」していることが必要(次のものは不可)

- ・自然法則自体・・・万有引力の法則
- ・自然法則に反するもの・・・永久機関
- ・自然法則以外の法則を利用しているもの

例: ゲームのルール(人為的取極) ↔ ゲーム器具は可

ビジネス方法自体(人為的取極) ↔ ビジネスを行うシステムは可

十円未満を四捨五入して
電気料金を徴収する集金方法

一円単位で金額を入力すると、
十円未満を四捨五入する電気
料金算出システム

■ 技術的「思想」←技術とは異なる

例: 技術



従来、円形だった鉛筆の
断面を六角形にして、転がり
を防止した。

技術的思想

鉛筆の断面を多角形(六角形に
限らない)にして、転がり
を防止した。

■ アイディア抽出においては、「発明」に該当するか否かが壁となることが多い。つまり、「こんな内容で出願できるの？」という壁である。

従って、特許の担当者は、具体的に提示されたアイディアが、特許法の保護対象になるか否かを見極める力のある程度は備えている必要がある。

「発明」の判断については、審査基準を参考にすると良い。ここでは、代表的な判断基準のみを示した。

■ 発明とは、「思想」である点にも留意を要する。具体的に提示されたアイディアから、その本質的な部分は何かを抽出する意識を持つことが好ましい。発明が解決しようとする課題、その課題を解決するための原理を考えることにより、本質を掴みやすい。この作業により、広い権利を確保することが可能となる。

実例1：食品容器

分野：蒟蒻ゼリーの容器

従来：

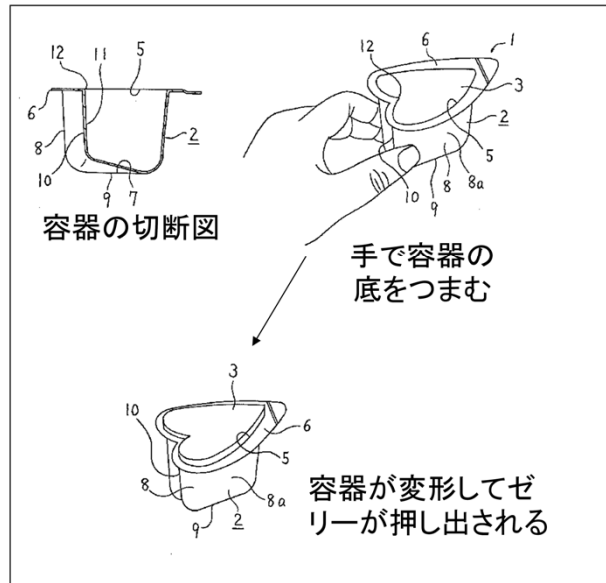


(可撓性材料の円形カップ)

↓

食べる時は、カップをつまみながら口で吸い出したり、スプーンですくったりしていた。

課題：食べにくかった。



■ 上述のアイデアは特許または意匠で保護を受けることができるか？

ゼリーを押しだし易くするための形状は技術的思想に当たり、特許で保護を受けることができる。

容器の形状自体は、意匠でも保護を受けることができる。

■ 特許で保護を受ける場合のアイデアのポイントはどこか？

「つまむ」という行為によって、「押し出し」という作用を生み出すように容器が変形する点がポイントとなる。

この容器は、実際に出願、登録されている。

実用新案登録第3036922号

「ゼリー用容器およびゼリー入り容器」

権利者 鶴田食品工業株式会社

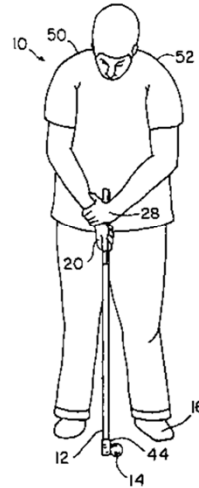
【請求項1】可撓性を有し、向かい合う側面の下部が容器内側で互いに合わさるよう圧縮可能に構成されたことを特徴とするゼリー用容器。
他

実例2:パッティング方法

概要:次の手順でパターをグリップする

- ・利き手でグリップを握る
- ・その親指付け根側の手首内部に反対の手をかぶせるように置く
- ・中指を利き手側の手首の骨が突き出た部分に置く
- ・薬指、小指で利き手の甲を押さえる
- ・反対の手で利き手を絞るようにパターグリップの裏側方向に手の平を押しつける

効果:パッティング精度が向上する。



- 上述のアイデアは特許または意匠で保護を受けることができるか？
いわゆる技能に相当するものであり、特許の保護対象とはなり得ない。

しかしながら、米国では特許されている。

USP 5,616,089(1997.4.1) METHOD OF PUTTING

Inventor: Dale D.Miller

米国と日本の保護対象の相違を示す典型的な例である。

実例3: 格闘リング

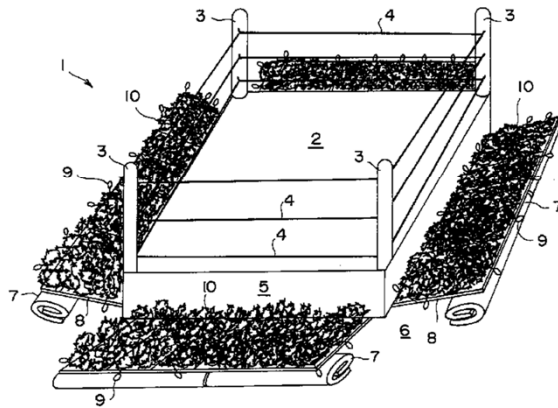
分野: プロレス用のリング

従来: リングの四方を金網フェンスで覆い、有刺鉄線を巻き付けたリング

課題: 大掛かりな構造であり、リングの設営、撤収作業に多大な労力が必要

概要: プロレス用リングの周囲に、有刺鉄線を取り付けたベニヤ板を配置する。

効果: 短時間で設営・撤収作業を行うことができる。また、スリリングな試合展開を観客に提供できる。



- 上述のアイデアは特許または意匠で保護を受けることができるか？
いずれの保護対象ともなり得ると考えられる。

- アイデアのポイントはどこか？
このアイデアについては、実際に実用新案登録されている。
実用新案登録第3009589号

「格闘技用リング」

権利者 大仁田 厚 (そう、あのプロレスラーの方です！)

有刺鉄線ファイトという興業自体は、特許の保護対象とはなり得ない。
しかし、この興業に必須の物に着目し、権利を取得することで、
実質的に興業自体に権利を取得したに等しい状態となった。

実例4：インタフェース画面

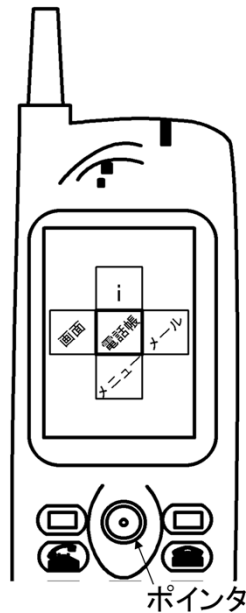
分野：携帯電話用のユーザインタフェース

従来：動作モードが一覧表形式で表示されるインタフェースが採用されていた。

課題：動作モード選択時の操作性が悪い。

概要：

- ・上下左右に操作できるポインタを利用
- ・選択できる動作モードは、「iモード」、「メール」、「メニュー」、「待受画面」、「電話帳」の5つ。
- ・ポインタを操作して、カーソル(図中の太線部分)を目的の動作モードに移動させた後、ポインタを押すと、そのモードが選択される。



■ 上述のアイデアは特許または意匠で保護を受けることができるか？

ソフトウェア的なものであっても、装置の制御(表示)は特許の保護対象となり得る。

コンピュータのアイコンと異なり、装置に固定的な表示は、意匠の対象ともなり得る。

■ アイディアのポイントはどこか？

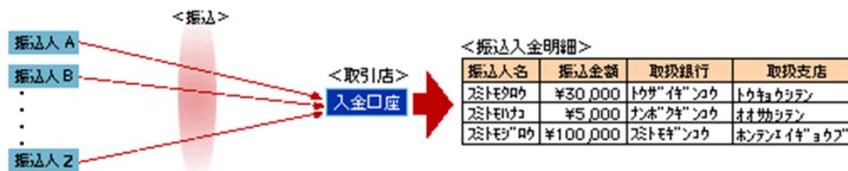
十字型の配置によりメニューへの移動を容易にした点。

配置をポインタの可動方向に一致させ、操作性を向上した点。

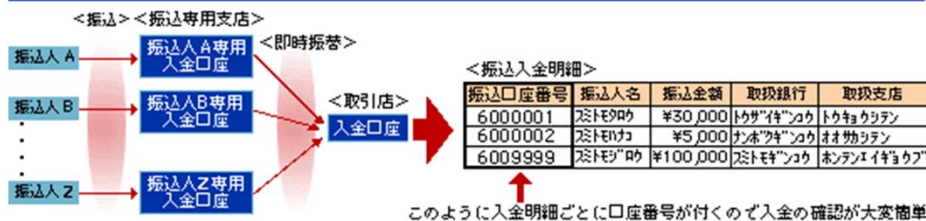
頻繁に使用するメニューを中央に配置することで、操作性を向上した点。 など

実例5: 銀行振り込みサービス

■ 自己の口座への振込人の確認を容易かつ確実にする方法 いままでの方法



新しい方法



住友銀行HP <http://www.sumitomobank.co.jp/corporative/rationalize/perfect/index.html>より

■ 入金照合サービス「パーフェクト」

課題:

振込者を氏名で特定しており、同姓同名の者からの振り込みがあった場合など、振り込み者の特定が困難なことがあった。

概要:

- ① 口座を持つ顧客に、口座番号とは別に一定数の「振込口座」を与える。
- ② 顧客は、振り込みをしてくる相手に対し、振込先として、それぞれ異なる「振込口座」を知らせる。
- ③ 振込口座に振り込まれた金額は、自動的に自分の口座に移される。

効果:

振込専用口座番号により、振り込み者を、容易かつ確実に特定できる。

■ 上述のアイデアは特許または意匠で保護を受けることができるか?

特許の保護対象となる。意匠の保護対象とはなり得ない。

このアイデアは、実際に特許されている。

特許第3029421号

「振込処理システム」

権利者 住友銀行

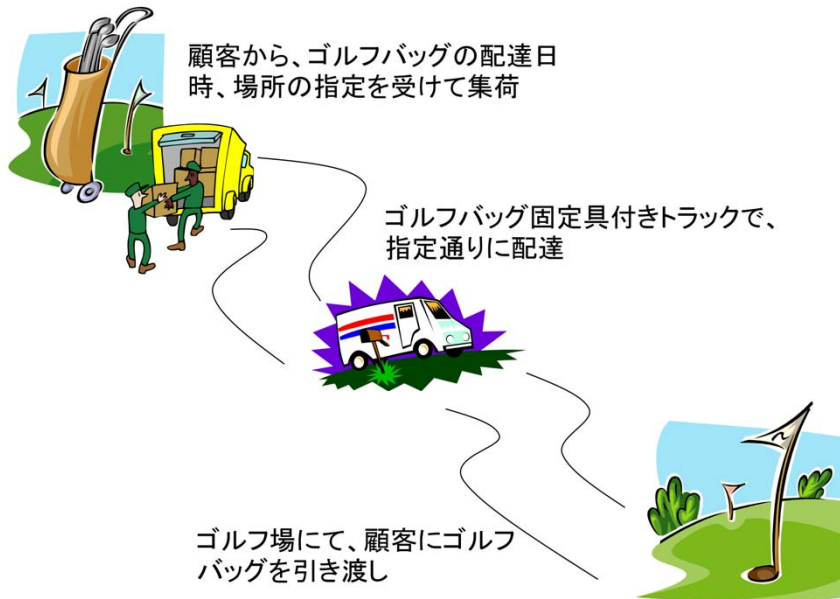
■ アイデアのポイントはどこか?

本人の現実の口座と関連付けられた振込専用の口座を設けた点。

こうした口座を提供するというサービス自体は、日本では、保護対象とはならない。

保護を受けるためには、こうした口座を用いた振込処理を行うためのシステムとする必要がある。

実例6:ゴルフ宅配便サービス



- 上述のアイデアは特許または意匠で保護を受けることができるか？
サービス自体は、特許、意匠の保護対象とはなり得ない。
但し、ゴルフバッグ固定具(付きトラック)という観点では、保護を受けられる可能性がある。
- アイデアのポイントはどこか？
ゴルフバッグ固定具(付きトラック)の技術的思想がポイントとなる。
サービス自体は、保護対象とならないが、そのサービスに必須の物に着目して、実質的にサービスを保護することができる可能性を秘めている。